



10月号目次

1. 船橋事務所相談室リニューアルのお知らせ
2. 千葉事務所開所10周年「写真と共に振り返る10年の歴史」
3. 弁護士のよもやま帖
4. 法律コラム「従業員を採用する際の身元保証書とは」
5. お勧めの書籍紹介
6. 旅コラム「明洞へ、同期や先輩と韓国旅行！」



船橋事務所 相談室リニューアルのお知らせ



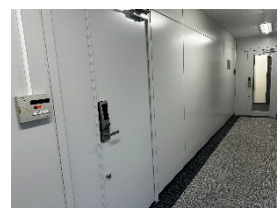
8月中旬、船橋事務所の全体を拡張リニューアルいたしました！新しくなった相談室は数を増やし、より安心・快適にお話しいただける空間へと生まれ変わっています。

ご相談にお越しになる皆様が少しでもリラックスできるよう、工夫を凝らして改装・準備を主導した担当事務スタッフからのコメントをご紹介します。

リニューアル準備中のエピソードを教えてください。

設計図を決めるのにとっても苦労しました。と言うのも、営業中の事務所の拡張工事となるとお客様への影響や業務の停止など調整が必要になるため、どういう方向性で進めるかで3パターンくらいの設計図から選択する必要がありました。それぞれのメリット、デメリットを考慮しながら、設計図に机やイスなどパズルのようにして、「これならどうだ！」と何度も何度もデザインして図面とにらめっこしました。ここだけの話、設計事務所に勤務しているような感覚になっていました。

結果的に船橋事務所は、相談室が本館、離れと2箇所からのアクセスとなりました。入口ドアには素敵なテンキーがつき、全会議室が個室で落ち着いた雰囲気になっています。



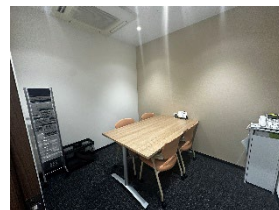
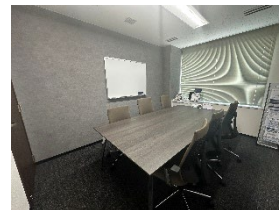


引越し時のエピソードを教えてください。

今回相談室が本館、離れ（といっても隣同士）になった事で、工事も「7月に離れ」、「8月に本館」と2段階に分かれました。8月の本館工事は、所員の執務室スペースも対象だったため、引越しの準備、荷解きは皆必死に頑張りました。事務所の営業に支障が出ないように、事務所の夏季休業中に工事をしたため、引越し前後の船橋事務所は、引越し業者さんに負けないくらいの荷造り、荷解きのスピードがありました。

普段運動していないせいか、次の日の疲労が半端なく、改めて配送業者さん達の凄さを思い知りました…。

そんなこんなで、大変だった引越し作業ですが、「皆で力を合わせると引越して早いんだな…」と改めて船橋事務所のチームワークに感動した良い思い出となりました。



リニューアル工事を総括して一言お願いします。

船橋事務所は2024年5月に開設しましたが、まさか2年3ヶ月でリノベーションするとは誰も思っていませんでした。

ただ、二度ある事は三度ある！という事で、またいつか事務所を拡張する時にはこの経験を活かしていきたいと思います！全会議室にアクセントクロスを施しておりますので、是非ご来所の際は注目して頂けると嬉しいです。

千葉事務所開設

10
周年

おかげさまで千葉事務所は今年4月に開設10周年を迎えました。これまで支えてくださった皆さまへ、心より感謝申し上げます。

「10周年特別企画」第2弾は開設メンバーである弁護士栗津が10年間の歴史を写真とともに振り返ります。



2017年



千葉事務所は2016年に設立されました。設立当初は中央の前原・今村・栗津の3人の弁護士のみでしたが、1年後には村岡・根来が入所し、弁護士5人体制となりました。

2018年



前原が産休・育休で長期休暇に入り、入れ替わるように松本が入所しました。



2019 年



前原が産休・育休から戻り、弁護士 7 人体制となりました。この頃から交通事故に加えて、企業や相続の取扱件数が増えました。

2020 年



2020 年はコロナ禍による行動制限でリモートワークや在宅勤務が実施されました。裁判手続きのオンライン化が急速に進み始めたのもこの頃です。

2023 年



川田が入所し、また他事務所に勤務し離婚事件のプロフェッショナルである堀内が千葉事務所に加わりました。

2024 年～2025 年



弁護士が 9 名になりました。

2024 年には船橋事務所開設に伴い松本が、2025 年には大竹が船橋事務所に移籍しました。

現在



現在の 11 名体制となりました。設立当初に比べると人数も増え、所内も非常に賑やかになりました。

現在は事務スタッフを含めると総勢 20 名体制となっております。開設当初は 6 名で執務室も広々としていましたが、今ではデスクがほぼ埋まりつつあります。

今後も弁護士・事務スタッフともにさらに仲間を増やし、皆様により一層質の高いリーガルサービスをお届けできるよう努めてまいります。



弁護士 辻 佐和子

1

よつば総合法律事務所の辻佐和子です。代表弁護士・大澤のワインコラムを引き継ぎ、しばらくの間コラムを担当します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて私は熊本県八代市の出身です。7月の大地震で実家も揺れましたが、幸い家族には怪我はありませんでした。3日間行方知れずになっていた猫も無事見つかりました。



ただ、やはり小さい頃から見えてきた橋や煙突が被害を受けているのを見るとやるせない気持ちです。そしてだからこそ、元気な八代の姿も知っていただきたいと思っています！なので今回から3回にわたって、

八代市の名所や美味しいものをご紹介します。

①八代宮

八代の中心部に鎮座する大きな神社です。城の跡地なので石垣とお堀に囲まれています。最近はお堀でボートに乗っている観光客の方も見かけます。境内は静かで自然豊か。そんな中、石垣の上までのぼって八代市街を見渡すと、とても気持ちがいいです。参道の桜もきれいです。

帰省した折にはランニングの途中で必ず立ち寄って、神様に無事を報告しています。神様から見れば「無事だけど毎回なぜか息切れしてる人間」です。



②黒川製菓のどらやき

最高においしい手焼きどらやきです。餡と生地 of 絶妙なしっとり感がたまりません。気がつけば飲むように食べています。あまりにも人気なので予約していないと買えないことも。

Instagram にどらやきを焼く動画が上がっているのですが、見てしまうとすぐに食べられないことが悲しくて泣けてきます。

③さかもと八竜天文台

標高 500m の八竜山山頂にある天文台です。こじんまりしたアットホームな天文台で、入り口では靴を脱いで入ります。今年5月に行った時、あいにく曇りで全然星が見当たらなかったのですが、熱心な職員さんが「…もう一度やってみましょう」と、何度も望遠鏡を回して頑張ってくださいました。おかげさまでうっすらと木星が見えました！

実はこの望遠鏡、日本最大級の 30cm 屈折望遠鏡です。次は晴れた時に、宿泊と BBQ も兼ねて行きたいです。

まだまだあります八代市の魅力。次回もお楽しみに！

(なお、お出かけの際は、地震の影響も含め、各施設のウェブサイト等で最新情報をご確認ください。)



気になる法律を分かりやすく解説!

従業員を採用する際の身元保証書とは

今回は、新たに従業員を採用する際に提出を求めることがある身元保証書について解説します。

1. 身元保証書とは

身元保証書とは、企業が従業員を雇い入れる際に、従業員の家族などの第三者から提出を受けることが多い書類です。たとえば「金銭の横領」など、**従業員が企業に損害を生じさせた場合に、その損害賠償責任を本人だけでなく、一定の範囲で身元保証人にも負わせることを想定して作成されます。**



船橋事務所
弁護士 鎌田 大将

2. 身元保証書の記載事項

身元保証書には、従業員の行為により発生した企業の損害について身元保証をすること、保証期間、損害賠償責任の上限額（極度額）などを記載します。

特に注意が必要なのは「損害賠償責任の上限額（極度額）」です。**法律のルールにより、通常、個人の身元保証人の責任限度額を具体的な金額で定めておかないと、身元保証契約そのものが無効になってしまいます。金額の設定に悩まれることが多いため、弁護士などの専門家へのご相談が必要な部分です。**

3. 身元保証人に全額は請求できないことが多い

身元保証に関する法律5条は、身元保証人の損害賠償の責任及びその金額を定めるにあたって、次の事情を考慮するとしています。

- ① 従業員の監督に関する企業の過失の有無
- ② 身元保証人が身元保証をするに至った経緯
- ③ 身元保証をするにあたって用いた注意の程度
- ④ 従業員の任務又は身上の変化
- ⑤ その他一切の事情

過去の裁判例では、身元保証人の責任を制限しているケースが多いです。そのため、**従業員本人の行為によって企業に損害が生じたとしても、身元保証人の責任は、通常、一定の範囲に制限される可能性が高いです。**



4. 期間に注意

身元保証の期間は、法律で最長5年と決められています。もし身元保証書で5年を超える期間（たとえば10年）と定めたとしても、法律上は自動的に5年間に短縮されます。また、期間の定めがない身元保証書の有効期間は原則として3年です。

さらに、身元保証書に自動更新条項が設けられていたとしても、その効力は否定される可能性が高いと考えられます。

5. その他注意事項

身元保証人の責任が生じるおそれや、その責任が重くなるおそれがある一定の事由が法律上定められており、その事由が発生した場合に身元保証人へ通知する必要があります。

身元保証人が通知を受けた場合や、自ら事実を知った場合には、将来に向かって身元保証契約を解除することができます。

6. まとめ

身元保証書は様々な法律上のルールがあるため、記載通りの効果になるとは限りません。ご不明な点がある場合や、お困りの際は、まずは弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

（文責 弁護士 鎌田大将）

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



「フィンランド人は なぜ午後4時に仕事が終わるのか」

堀内都喜子著

皆さんは週に何時間働いているでしょうか？「毎日遅くまで働いて、休日は疲れて寝ているだけで終わってしまう…」そんな日々に心当たりはありませんか？

今回は、多忙な毎日に悩む方にぜひ知ってほしいフィンランド人の働き方を描いた、堀内都喜子著『フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか』（ポプラ社）をご紹介します。

1. フィンランドってどんな国？

フィンランドはヨーロッパ北東部に位置する緑豊かな国です。国土の広さは日本とほぼ同じですが、人口は約550万人と日本のわずか4%ほどです。一方、1人あたりのGDPは日本の約1.2倍で、特にIT・通信技術では世界トップクラスに及ぶとも言われています。

「人口が少ないのに世界的な技術を生んでいるなら、日本人より多忙なのでは？」と思うかもしれませんが、実際は全くの逆です。



フィンランド人は午後4時には帰宅し、残業はほとんどしません。夏には1か月以上の長期休暇を楽しむ人も大勢います。さらに、「世界幸福度ランキング」では9年連続1位を獲得しており、「自分の価値観に合った有意義な人生を送っている」と感じている人がとても多い国なのです。

なぜ彼らはこれほど幸福なのでしょう？

2. 効率を高め、短時間で最大の成果を出す

フィンランドで大切にされているのは「ウェルビーイング」（身体的、精神的、社会的に良好な状態、心身ともに健やかな状態）という考え方です。仕事の効率性を高めつつ、一人ひとりのプライベートな時間を充実させることに重きを置いています。

効率化のために、オフィスでは自由に席を選べる「フリーアドレス」が導入され、各自が一番集中できる場所で仕事ができるようになっています。また、法律で認められた1日2回のコーヒー休憩で自由に息抜きをし、IT技術を積極的に活用して手続きや移動の手間を省くといった工夫も徹底されています。

また、フィンランドでは会議の仕方も合理的です。フィンランドでは、「決められた時間内に結果を出す場所」こそが会議だと考えられています。そのため、会議時間の厳守、携帯電話の電源オフなど、会議に集中するためのルールが徹底されています。一方で、参加者が議論しやすい雰囲気を作ったり、ときには場所を変えたりおやつを取り入れたりなど、アイデアを生み出す工夫も欠かしません。

会社の制度をすぐ変えるのは難しくても、「デスク周りを整える」「10分の休憩を意識的に取る」「目的を明確にしてから会議を始める」といった工夫なら、明日にでも取り入れられるのではないのでしょうか。

3. 楽しいことを意識的に取り入れる

休暇中は日常生活で疲れた体と心を回復することが重要とされています。フィンランド人は、「休暇中にいつもとは違ったことをする」ことで、仕事から頭を完全に切り替えています。特に参考にしたいのが、次の5つのポイントです。

- ① 休みの始めは予定を詰め込まず、回復することを優先する
- ② 旅行などで周囲の環境を変え、仕事のことを頭から追い出す
- ③ 街に出かけて人間観察をしたり、過去の休みを思い浮かべたりして、短い休みでも「休みの気分」を作るようにする
- ④ 休日はもちろん平日にも、好きなことや楽しみなことを取り入れる
- ⑤ スマホやPCから離れるデジタルデトックスをする

私自身も、毎週末にお出かけの予定を入れることで楽しみを作っており、そのおかげで日々の弁護士業に楽しく取り組んでいます。平日にも必ず自分の時間を作って、頭をリフレッシュさせることを意識しています。

4. まとめ

フィンランドでは、ウェルビーイングを実現するための国民の意識や社会制度が非常に充実しています。制度を変えるには時間がかかるかもしれませんが、今回ご紹介した仕事の効率を高める工夫や休暇の過ごし方は今すぐにでも実践できることだと思っています。

皆さんもぜひ、できることから日々の生活に取り入れてみませんか？きっと普段の生活が今より楽しくなるはずです。

(文責 弁護士 戸嶋瑞樹)



旅コラム

明洞へ、同期や先輩と韓国旅行！

8月某日、同期の小川さんと、先輩の坂口さん、村岡さん、加藤さん、辻さんの総勢6名で、韓国・明洞へ旅行に行っていました。

今回の旅行では、美味しい韓国料理を堪能することはもちろん、観光やショッピング、ものづくり体験まで盛りだくさん。普段は仕事で一緒にいる皆さんとの旅行ということもあり、出発前からとても楽しみにしていました。



まず訪れたのは、明洞のシンボルともいえる「明洞聖堂」です。レンガ造りの美しい建物と空に向かって伸びる尖塔は、にぎやかな明洞の街中にありながら、どこか厳かで落ち着いた雰囲気がありました。

そして、韓国旅行といえば、やはり外せないのが韓国グルメです。

甘辛いソースがたっぷり絡んだヤンニョムチキンや、もちもちの生地からチーズが伸びるチーズボールなど、韓国ならではの料理を存分に味わいました。朝食には、牛骨スープの優しい味わいが身体に染み渡るソルロンタンや、濃厚な風味の鮑肝粥をいただきました。旅行中はつい食べ過ぎてしまいがちですが、温かいスープやお粥のおかげで、朝から元気に観光を楽しむことができました。



また、本場でいただいたサムギョブサルは、肉厚でとってもジューシーでした。香ばしく焼けた豚肉を、キムチや野菜と一緒に包んで食べると、いくらでも食べられそうな美味しさで、一同大満足でした。

食べ歩きの間には、明洞の可愛いお店を巡り、韓国コスメもたくさん購入しました。気になる商品を手に取って皆で感想を言い合いながら選ぶ時間も、旅行ならではの楽しさでした。さらに、手作りのキーボードアクセサリ作りにも挑戦しました。たくさんのパーツの中からお気に入りのものを選び、それぞれの個性が表れたオリジナルのアクセサリが完成しました。旅の思い出を形として持ち帰ることができ、とても良い記念になりました。

旅行中は、観光や食事を楽しむだけでなく、普段の工作中にはなかなかできない話をしたり、皆でたくさん笑ったりと、同期や先輩方との交流をより一層深めることができました。

美味しいものと素敵な景色、そして何より、一緒に過ごした皆さんとの楽しい時間に恵まれた韓国旅行。あっという間の旅でしたが、心もお腹も満たされ、大満足の旅となりました。

(文責 弁護士 小西 姫)



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【 柏事務所 】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋客舎館ビル4階

【 千葉事務所 】〒280-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階

【 船橋事務所 】〒273-0005 千葉県船橋市本町7丁目11番5号 KDX 船橋ビル6階

【 東京事務所 】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

【名古屋事務所】〒450-8411 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階

【大阪事務所】〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号 29869)

【広告】本ニュースレターは、日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性があるため、【広告】と表記しています。